

別表第29 パッケージ型自動消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) パッケージ

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がなく、扉等の開閉が容易にできること。

ウ 表示

適正であること。

エ 同時放射区域

同時放射区域の設定、用途及び面積は適正であること。

(2) 蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア 消火薬剤貯蔵容器

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

イ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

(イ) 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあっては作動圧力、溶栓式のものにあっては作動温度、封板溶栓式のものにあっては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあっては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

ウ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

エ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものには当該点検後速やかに、その他のものには設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあっては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

オ 容器弁開放装置

(ア) 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 機能

端子の緩み等がなく、確実に作動すること。

カ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

キ 指示圧力計

変形、損傷等がなく、指示圧力値が適正で、かつ、正常に作動すること。

(3) 加圧式消火薬剤貯蔵容器等

ア 消火薬剤貯蔵容器

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

イ 安全装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、開閉位置が正常であること。

ウ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

エ バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

オ 加圧用ガス容器等

(ア) 加圧用ガス容器

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

b 表示

適正に設けられていること。

(イ) ガス量

規定量以上貯蔵されていること。

(ウ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当

該点検後速やかに実施する場合を除く。) にあっては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水压をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

(エ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水压をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつて

は作動温度、封板溶栓式のものにあっては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあっては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

(オ) 容器弁開放装置

a 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

b 機能

端子の緩み等がなく、確実に作動すること。

(カ) バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(キ) 圧力調整器

変形、損傷、脱落、ガス漏れ等がなく、機能が正常であること。

(4) 作動装置

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 手動作動装置

機能が正常であること。

(5) 受信装置及び中継装置

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

オ 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正

常であること。

カ ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ク 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。

ケ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

コ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

サ 火災表示灯等

正常に点灯すること。

シ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(6) 感知部

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 検出方式

同時放射区域ごとに検出方式の異なる 2 以上のセンサーで構成されていること。

ウ 機能障害

機能障害となるものがないこと。

エ 作動等

確実に作動し、かつ、防護区域及び同時放射区域の表示が適正であること。

(7) 選択弁

ア 本体

(ア) 外形

変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。

(イ) 表示

適正であること。

(ウ) 機能

正常であること。

イ 選択弁開放装置

(ア) 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

(イ) 機能

端子の緩み等がなく、確実に作動すること。

(8) 放出導管等

ア 管、管継手及び分岐管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

(9) 放出口

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 放出障害

放出口の周囲に消火薬剤の放射を妨げるものがないこと。

(10) 非常電源及び配線

別表第二十三、別表第二十四又は別表第二十五に規定する非常電源の点検の基準並びに別表第二十六に規定する配線の点検の基準によること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態（非常電源が設けられていないものにあっては、監視状態）で、試験用ガスにより、次の事項について確認すること。

(1) 感知部

機能が正常であること。

(2) 受信装置

任意の感知部を加熱又は加煙した場合に、当該一の感知部が発報することにより火災信号を受信し、警報を発するとともに、同一の同時放射区域の他の感知部が発報することにより起動信号を発信すること。

(3) 中継装置

機能が正常であること。

(4) パッケージ型自動消火設備の連動

同時放射区域を二以上のパッケージ型自動消火設備で防護する場合は、同時に放射できるよう連動して作動すること。

(5) 選択弁

確実に作動し、試験用ガスが放射されること。

(6) 放出導管

通気状態で漏れないこと。

(7) 監視盤等

受信装置の移報と連動して表示窓が点灯し、警報音が鳴動すること。